

中小企業とは

中小企業とは、日本では一般的には中小企業基本法に基づき、資本金 3 億円以下又は従業員 3 0 0 人以下の個人企業を中小企業と定義している。

但し、卸売業の場合には資本金 1 億円以下又は、従業員 1 0 0 人以下、サービス業の場合には資本金 5, 0 0 0 万円以下又は、従業員 1 0 0 人以下を、小売業では資本金 5, 0 0 0 万円以下又は、従業員 5 0 人以下を基準としている。 (量的基準)

又、中小企業のうち従業員 2 0 人以下の企業を、特に「小規模企業」と呼ぶことがある。但し、商業又は、サービス業での「小規模企業」とは従業員 5 人以下を基準としている。一般に、4 人以下の企業を特に「零細企業・零細経営」と呼ぶことがある。但し、同じ従業員規模でも装置産業など大企業に属するものもある。 (質的基準)